

全国ろう重複障害者施設連絡協議会会則

(名称及び事務局)

第1条 本会は、全国ろう重複障害者施設連絡協議会（略称：全ろう重複協）と称する。

第2条 本会の事務局は、会長が属する施設内に置く。

(目的)

第3条 本会は、主として聴覚障害と他の障害を併せてある人々が利用する施設が相互に連携と親睦をはかり、業務の向上に寄与することを目的とする。

(会 員)

第4条 本会は、主としてろう重複障害者が利用する福祉施設で、本会の趣旨に賛同する施設をもって組織する。

第5条 前条の組織団体は、役員会の議決を経て加盟及び脱退する。

(事 業)

第6条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 聴覚・ろう重複障害者の福祉、保健等に関する施策の調査研究
- (2) 会議・研修会等の開催
- (3) 聴覚・ろう重複障害者に関する諸施策に関する提言活動
- (4) その他本会の目的達成に必要な事業

(役員)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 専門部
 - ①調査研究・研修部長 1名
 - ②小規模対策部長 1名尚、専門部長は他の役員と兼務することができる。
- (4) 監事 2名
- (5) 顧問 若干名

第8条 会長は、役員会において選任し、総会において承認を得る。

2 副会長及び専門部長は、会員の中から会長が委嘱する。

3 監事は、総会において選任し、会長がこれを委嘱する。

4 顧問は、総会の承認を経て、会長がこれを委嘱することができる。

(役員の業務)

第9条 会長は、本会を代表し、会務を総轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。

3 専門部長は、役員会において、会務の重要事項を審議する。

4 監事は、本会の業務及び会計を監査する。

5 顧問は、本会の運営に関して助言することができる。

(役員の任期)

第10条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合、会務に支障のない限り補充は行わない。

- 3 補充役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 役員は任期満了後も、その後任者が就任するまでその職務を行う。

(専門部)

- 第 1 1 条 本会に次の専門部を置く。
- 1 調査研究・研修部 若干名 聴覚・ろう重複障害者の調査研究、諸研修会等に関する事
- 2 小規模対策部 若干名 小規模施設等に関する事

(近隣都道府県によるブロック)

- 第 1 2 条 ブロックは、新規会員拡大、会員が交流を深め、情報提供が進むことを目的に設置する。
- 2 ブロックの設置及び地域分けは役員会で決定する。
- 3 ブロック長は、副会長が兼務する。副会長が兼務できない場合は、会長が指名する。

(総 会)

- 第 1 3 条 総会は、会員施設及び事業所の代表者をもって構成し、年 1 回会長が招集する。
- 2 総会は、本会の事業及び会計その他重要な事項を議決する。
- 3 総会は、出席した会員をもって成立する。
- 4 総会の議事は、出席者の過半数により決定し、可否同数の時は議長がこれを決定する。
- 5 総会の議長は、総会において選任する。

(役員会)

- 第 1 4 条 役員会は、会長、副会長、専門部長をもって構成し、会長が必要に応じて招集する。尚、顧問については必要に応じ会長が招集する。
- 2 役員会は、協議会事務を審議し、その執行にあたりとともに軽易な事項及び緊急を要する事項を総会に代わり決定する。
- 第 1 5 条 役員会の議長は会長とする。

(会 費)

- 第 1 6 条 本会の会費は次の通りとし、総会の日までに納入しなければならない。ただし、新規加入の施設及び事業所については、随時申し込み時に納入することとする。

※1 施設及び 1 事業所

定員 19 名以下	5000 円
定員 20 名以上	12000 円
定員 40 名以上	15000 円
定員なし	3000 円

※定員 40 名以上の 1 施設及び 1 事業所で聴覚障害者が 50%以下の場合は 12000 円とする。

(慶 弔)

第 1 6 条

項目	取扱い
施設長の死亡	10,000 円及び弔電。花輪については会長、副会長で協議する。
会員の法人・施設等の記念事業	来賓で出席する場合 10,000 円 それ以外は祝電
他団体の記念事業や	来賓で出席する場合

大会	10,000 円 それ以外は祝電
----	---------------------

上記以外の支出については、会長・副会長で協議の上決定する。

(会 計)

第 17 条 本会の会計は、会長が管理する。

第 18 条 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもってこれに充てる。

第 19 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(専 決)

第 20 条 緊急を要する場合及び会則に定めない事項については、会長の専決とし、事後すみやかに会員に報告するものとする。

(雑 則)

第 21 条 この会則の変更は、総会において出席者の 3 分の 2 以上の賛成があれば、改正することができる。

第 22 条 本会の会則の施行に関して必要な事項の細則は、役員会の承認を経て会長が定める。

附 則

1. 平成 9 年 4 月 1 日施行
2. 平成 11 年 7 月 2 日改正
3. 平成 13 年 5 月 20 日改正
4. 平成 15 年 6 月 29 日改正
5. 平成 18 年 6 月 10 日改正
6. 平成 20 年 6 月 14 日改正
7. 平成 25 年 6 月 29 日改正
8. 平成 27 年 6 月 21 日改正
9. 平成 29 年 6 月 24 日改正